

第二百一回国会衆議院において採択

された請願の処理経過



第二百一回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百一回国会

二九五件

二九五件



# 所管府省別目次

(第二百一回国会請願)

一、総務省	ページ
一、法務省	二
一、厚生労働省	四



<p>件名</p>	<p>新たな過疎対策法の制定に関する請願 (第二一号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>総務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の失効後となる令和三年度以降における過疎対策の在り方については、これまでの対策の成果や過疎地域の現状を踏まえ、新たな施策及びその制度の在り方について、関係各方面とも協議しながら検討してまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>裁判所の人的・物的充実に関する請願 (第九六八号) 同(第一〇三五号) 同(第一〇三六号) 同(第一〇三七号) 同(第一〇三八号) 同(第一〇三九号) 同(第一一一一号) 同(第一一二二号) 同(第一一二三号) 同(第一一二四号) 同(第一一九六号) 同(第一一九七号) 同(第一三六六号) 同(第一三六七号) 同(第一四五三号) 同(第一四五四号) 同(第一六一六号) 同(第一六一七号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>法務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。</p> <p>政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。</p>





<p>件名</p>	<p>筋痛性脳脊髄炎の根治薬と難病指定の研究促進に関する請願（第五五号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ME／CFS）は、神経系、免疫系、内分泌系等の全身の機能に異常が生じる複雑な病態であり、世界的にもいまだ明確な病因・病態が解明できていない状況であると承知している。</p> <p>そのため、まずは病因・病態の解明が必要であるところ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の行う障害者対策総合研究開発事業において、診療・研究ネットワークの構築や血液診断法の開発に向けた研究が行われている。また、同機構が行う創薬基盤推進研究事業においても、革新的な新薬の開発に対して支援を実施する「産学官共同創薬研究プロジェクト（GAPFRE）」の一環として、探索的な研究が行われているところである。引き続き、必要な研究を進めてまいりたい。</p> <p>一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難病性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、その普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難病性疾患実用化</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五一二号） 同（第五一三号） 同（第五一四号） 同（第五五〇号） 同（第五五二号） 同（第六二五号） 同（第六四四号） 同（第六六四号） 同（第七〇九号） 同（第七一〇号） 同（第七一一号） 同（第七九五号） 同（第九二五号） 同（第一〇一〇号） 同（第一三八九号） 同（第一五二二号） 同（第一六六五号） 同（第一八四四号）		<p>研究事業においては、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。これらの研究事業について、令和二年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）においては、調査研究の推進と医療費助成を一体で進めるといふ難病対策の趣旨を踏まえ、患者数が本邦において一定の人数に達しないことを指定難病の要件の一つとして定めている。</p> <p>指定難病は難病法に基づく医療費助成の対象となるため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会（以下「指定難病検討委員会」という。）において、難病法の要件への該当性について、客観的かつ科学的な観点から議論が行われているところ、見直しの検討を行う際には、難病法制定時の衆議院及び参議院厚生労働委員会での附帯決議において、「指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」とされたことを踏まえ、指定難病検討委員会において慎重に議論が行われる必要があると考えている。</p>

件名	官公庁における障害者の法定雇用率を守ることに関する請願（第四九八号）
主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>三 特定医療費の申請手続については、患者のデータを定期的に把握し、治療研究に活用する必要があること、また、所得を定期的に把握し、これに応じた自己負担上限額の設定をする必要があることから、毎年申請していただいている。</p> <p>一方、当該手続の負担軽減については、これまでも、添付書類の省略等に取り組んできたところであり、引き続き、どのような対応が可能か検討してまいりたい。</p> <p>四 パーキンソン病の患者を含めた難病患者が適切な医療を受けられるよう、医療費助成による経済的支援だけではなく、早期に正しい診断がつき、身近な医療機関で治療を続けられる医療提供体制の整備が必要と考えている。</p> <p>そのため、都道府県が指定する難病診療連携拠点病院や難病診療分野別拠点病院が中心となって、難病医療支援ネットワークと連携しながら、難病患者に対する相談支援や診療連携、入院調整等を行う体制の整備に取り組んでおり、今後もこうした取組を積極的に進めてまいりたい。</p> <p>一 現在、手帳取得を希望する障害者には、申請者の居住地を管轄する市町村の窓口等において、丁寧に対応していただ</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>ているところであり、引き続き、手帳取得を希望する障害者に対して、取得の支援を行っていく。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、障害者手帳所持者に限らず、職業相談や職業紹介等の支援の対象となるものである。これらの支援を通じて障害者の雇用を促進しているところであり、引き続き着実に進めてまいりたい。</p> <p>なお、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度では、法的公平性と安定性を確保するため、対象を明確かつ容易に判定できるよう、対象障害者の条件を、原則として障害者手帳等を所持していることとしている。</p> <p>二 国の行政機関における障害者雇用の推進については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成三十年十月二十三日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）に基づき各府省庁において策定された障害者採用計画（以下「採用計画」という。）に基づき、積極的に取り</p>	

	件名
	主な所管府省
<p>組んできたところである。</p> <p>国の行政機関を対象として行った「採用・定着状況等特別調査」の結果によると、平成三十年六月一日時点で、国等の法定雇用率（二・五％）を達成していた六府省庁を除く、採用計画を作成した国の行政機関二十九府省庁全体における平成三十年十月二十三日から採用計画の終期である令和元年十二月三十一日までの間の法定雇用率上の障害者の採用者数は五千百九十七・〇人であり、その結果、採用計画を作成した国の行政機関二十九府省庁全体の実雇用率は二・八四％となるとともに、全ての行政機関で法定雇用率を達成したところである。</p> <p>また、令和元年六月に改正された障害者雇用促進法において、各府省庁に対して障害者活躍推進計画（以下「活躍推進計画」という。）の作成・公表を義務付け、令和二年四月一日に施行されたところである。各府省庁において作成する活躍推進計画には、障害特性に配慮した採用や定着支援、キャリア形成の取組を進めること等を盛り込むこととされており、活躍推進計画に基づき、障害者雇用に係る取組を進めているところである。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

	件名
	主な所管府省
<p>今後とも、各府省庁における採用・定着が着実に進むよう、障害者雇用を推進してまいりたい。</p> <p>また、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に規定する採用試験については、同法第二十七条に規定する平等取扱いの原則等の下、受験資格を有する者であれば、障害の有無に関わらず受験することが可能である。</p> <p>募集及び採用時並びに採用後の合理的配慮の提供については、「職員の募集及び採用時並びに採用後において障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針」（平成三十年十二月二十七日付け職職―二六八・人企―一四四〇人事院職員福祉局長・人材局長通知）（以下「合理的配慮指針」という。）の策定や、各府省庁において提供された合理的配慮の事例の共有により、各府省庁において適切に提供されるよう努めている。また、合理的配慮指針を踏まえ、障害のある職員が意欲と能力を發揮し、生き生きと活躍できる環境整備を進めていくため、障害者雇用に関する基礎知識や制度等の解説・活用方法等を盛り込んだマニュアルの作成のほか、主に各府省庁の人事担当者を対象に障害についての基礎知識等について説明する講習会や、各府省庁からの依頼に応じ</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（第八五〇号） 同（第八九七号） 同（第八九八号） 同（第八九九号） 同（第九〇〇号） 同（第九四四号） 同（第九四五号） 同（第九四六号） 同（第九四七号） 同（第九四八号） 同（第九四九号） 同（第九五〇号） 同（第一〇二四号）
主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>て、障害のある方を一定期間継続して派遣する職場実習等の取組を行っており、各府省庁における障害者雇用の推進に努めている。</p> <p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発及び診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和二年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究補助金等の難病研究等が計上されており、厚生労働科学研究補助金等に振り組んでいる。引き続き、これらの研究を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、新たな難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和二年度予算において、約六億円を計上しており、引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病の拡大については、難病法施行時の百十疾病から、令和元年七月時点において三百三十三疾病まで拡</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一〇二五号） 同（第一〇二六号） 同（第一〇二七号） 同（第一〇九一号） 同（第一〇九二号） 同（第一〇九三号） 同（第一〇九四号） 同（第一〇九五号） 同（第一〇九六号） 同（第一〇九七号） 同（第一〇九八号） 同（第一〇九九号） 同（第一一〇〇号） 同（第一一〇一号） 同（第一一〇二号） 同（第一一〇三号） 同（第一一〇四号） 同（第一一〇五号） 同（第一一〇六号）		<p>大したところである。また、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、努めてまいりたい。</p> <p>二 難病や長期慢性疾病の患者の経済的負担の軽減については、高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするなど、その負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>障害福祉サービスについても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正により、障害者の地域での一人暮らしを支援する「自立生活援助」等の新サービスが創設され、平成三十年四月一日から施行されているところである。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一一〇七号） 同（第一一〇八号） 同（第一一〇九号） 同（第一一一〇号） 同（第一一一一号） 同（第一一四八号） 同（第一一四九号） 同（第一一五〇号） 同（第一一五一号） 同（第一一五二号） 同（第一一五三号） 同（第一一五四号） 同（第一一五五号） 同（第一一五六号） 同（第一一五七号） 同（第一一五八号） 同（第一一五九号） 同（第一一六〇号） 同（第一一六一号）		<p>請願に対する処理要領</p> <p>についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p> <p>また、難病の医療提供体制については、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、引き続き、難病の医療提供体制の構築に向けて取り組んでまいりたい。さらに、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定し、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一三〇四号） 同（第一三〇五号） 同（第一三〇六号） 同（第一三〇七号） 同（第一三〇八号） 同（第一三〇九号） 同（第一三一〇号） 同（第一三一一号） 同（第一三一二号） 同（第一三一三号） 同（第一三一四号） 同（第一三一五号） 同（第一三一六号） 同（第一三一七号） 同（第一三一八号） 同（第一三一九号） 同（第一三二〇号） 同（第一三二一号） 同（第一三二二号）		<p>県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費について、令和二年度予算において、約三千万円を計上しており、今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>難病及び慢性疾病等の障害のある幼児、児童及び生徒に関し、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めている。また、入院又は通院して治療を受けている児童及び生徒に対する教育支援体制を整備することを目的とした事業を実施している。さらに、学校において医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助するとともに、学校における医療的ケアの実施体制の充実に図ることを目的とした事業を実施している。</p> <p>今後も、「児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成二十六年五月二十日参議院厚生労働委員会）の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の子供に対する</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一三九六号） 同（第一三九七号） 同（第一三九八号） 同（第一三九九号） 同（第一四〇〇号） 同（第一四〇一号） 同（第一四〇二号） 同（第一四〇三号） 同（第一四〇四号） 同（第一四〇五号） 同（第一四〇六号） 同（第一四〇七号） 同（第一四〇八号） 同（第一四〇九号） 同（第一五四三号） 同（第一五四四号） 同（第一五四五号） 同（第一五四六号） 同（第一五四七号）		<p>医療の一層の充実を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置するほか、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難病診療連携拠点病院を整備することにより、その強化を図っている。</p> <p>医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学定員を臨時的に増員してきており、令和二年度は九千三百三十名としているほか、医師が不足している地域の病院に対する支援等を行っている。</p> <p>また、医師需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月から「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」を開催し、同分科会での議論等を踏まえ、医師偏在対策等を内容とする「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」を第百九十六回通常</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一五四八号） 同（第一五四九号） 同（第一六八一号） 同（第一六八二号） 同（第一六八三号） 同（第一六八四号） 同（第一六八五号） 同（第一六八六号） 同（第一六八七号） 同（第一六八八号） 同（第一六八九号） 同（第一八〇二号） 同（第一八〇三号） 同（第一八〇四号） 同（第一八四九号）		<p>国会に提出し、同国会において成立、平成三十年七月二十五日に公布された。これを受け、具体的な取組について、平成三十一年三月に同分科会において取りまとめられた「第四次中間取りまとめ」を踏まえ、医師偏在対策を都道府県と共同して進めているところである。</p> <p>看護師等の確保については、これまで、離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。</p> <p>また、令和元年十一月に「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会」において取りまとめられた「中間とりまとめ」において、今後の看護職員確保策においては、これまで取り組まれてきた看護職員の総数不足への対応策だけでなく、看護職員の地域偏在や病棟から在宅領域への移行が課題となることが改めて示されたところであり、都道府県が各地域における課題を特定し、医療計画等において計画的に確保策を進められるよう支援等を行ってまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和二年度予算において、公費約千百九十四億円を計上しており、各都道府県における医療従</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和二年度予算において、約千万円を計上し、自治体を実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 難病及び慢性疾病等の幼児、児童及び生徒の教育の保障については、三について述べたとおりである。また、特別な支援を必要とする子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートターを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。</p> <p>他方、障害者雇用率制度では、法的公平性と安定性を確保するため、対象を明確かつ容易に判定できるように、対象障害者の条件を、障害者手帳等を所持していることとしている。</p> <p>その上で、令和元年に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する衆議院及び参議院厚生労働委員会の附帯決議において障害者雇用率制度の対象障害者の範囲についても検討するよう指摘されており、まずは令和元年七月に厚生労働省内に立ち上げた「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において検討することとしている。</p> <p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願（第一〇九号）  同（第一一一三号）  同（第一一一四号）  同（第一一一五号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているところである。また、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいるところである。</p> <p>今後、同研修事業を行うとともに、難病相談支援センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と難病相談支援センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>一 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、その実施状況を把握するための調査を行ったところであり、当該調査結果を踏まえて、本事業の見直しを検討してまいりたい。</p> <p>二 肝炎ウイルス検査の受検や、検査で陽性者となった人へのフォローアップが居住する地域にかかわらず行われるよう、地方公共団体における陽性者へのフォローアップの状況を含めた肝炎ウイルス検査の実施状況等について、毎年調査を</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一一六号） 同（第一一七号） 同（第一六二号） 同（第一六三号） 同（第一六四号） 同（第一六五号） 同（第一六六号） 同（第一六七号） 同（第一六八号） 同（第一六九号） 同（第一七〇号） 同（第一三二三号） 同（第一三二四号） 同（第一三二五号） 同（第一三二六号） 同（第一三二七号） 同（第一四一〇号） 同（第一四一一号） 同（第一四一二号）		<p>行い、その調査結果を地方公共団体の担当者会議等で周知するなどの働きかけを行っており、引き続き、こうした取組を行ってまいりたい。</p> <p>また、職域における肝炎ウイルス検査については、厚生労働科学研究において、受検率等の実態の把握に取り組んでいくところである。</p> <p>これらの取組に加え、厚生労働科学研究において、他診療科において肝炎ウイルス検査を行い、陽性と判定された者を受診につなげるための方策について、研究を行い、得られた成果を周知してきており、引き続きこうした取組を推進してまいりたい。</p> <p>肝炎医療コーディネーターについては、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百七十八号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者に対する受診勧奨等を役割として都道府県において養成及び活用されるよう、「肝炎医療コーディネーター」の養成及び活用について（通知）（平成二十九年四月二十五日付け健発〇四二五第四号厚生労働省健康局長通知）を発出したところであり、引き続き活用の促進を図る</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第一四一三号) 同(第一四一四号) 同(第一五五〇号) 同(第一六九〇号) 同(第一八〇五号) 同(第一八〇六号) 同(第一八〇七号) 同(第一八〇八号) 同(第一八〇九号) 同(第一八一〇号)</p> <p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願(第一二〇七号)</p> <p>同(第一二〇八号) 同(第一二〇九号) 同(第一二一〇号) 同(第一二一一号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>てまいたい。</p> <p>三 B型肝炎の画期的な治療薬については、基本指針で、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組むべき課題と位置付けており、「肝炎研究十カ年戦略」に基づき、B型肝炎の創薬実用化研究を推進している。</p> <p>これまでのB型肝炎の創薬実用化研究において、B型肝炎ウイルスに係る実験基盤の確立並びに既存薬を応用したB型肝炎の治療薬及びゲノム技術を利用したB型肝炎の治療法の開発が進められており、これらの成果により、B型肝炎に対する治療薬の開発や治療法の実用化に結びつくよう、引き続き研究に対する支援を行ってまいりたい。</p> <p>一 平成二十七年度から実施している「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、てんかんに罹(り)患している者・家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん診療拠点機関の整備を順次進めている。引き続き、全国において地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>てんかん診療の地域格差の改善については、平成二十三年</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一二二二号） 同（第一二二三号） 同（第一二二四号） 同（第一四一五号） 同（第一四一六号） 同（第一四一七号） 同（第一五五三号） 同（第一五五四号） 同（第一六九二号） 同（第一八一二号）		度から平成二十五年度までの厚生労働科学研究費補助金による障害者政策総合研究事業（精神障害分野）「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」において、全国の主なてんかん診療施設のリスト等をインターネット上に掲載し、地域診療と関連諸学会専門医が連携した「てんかん診療ネットワーク」の基盤を形成している。また、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号。以下「指針」という。）において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、さらに、平成三十年度から開始している各都道府県の第七次医療計画では、指針を踏まえて、てんかんを含めた多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、医療機関相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療提供を実現していけるよう、てんかんに対応できる医療機関を明確化することとしている。また、令和二年度の厚生労働科学研究費補助金による障害者政策総合研究事業（精神障害分野）において、てんかん診療体制の均てん化やてんかん患者・家

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>族の支援ニーズに関する調査・研究を行っているところである。引き続き、地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>専門医については、現在、医学に関係する各学会が、それぞれの分野の医師の育成を目的として認定を行っており、てんかんについても、一般社団法人日本てんかん学会がてんかん専門医を認定している。また、非専門医についても、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において医療従事者を対象とした研修を実施している。引き続き、このような機会を活用し、てんかんに関する情報の周知を図ってまいりたい。</p> <p>重度者に対応できる診療時間の確保については、指針において、精神科と他の診療科の連携に係る取組を推進する旨を盛り込んでいるところであり、引き続き、取組を進めてまいりたい。</p> <p>救急医療体制については、休日夜間に比較的軽傷の患者を受け入れる初期救急、入院を要する救急患者を受け入れる二次救急及び重篤な患者を受け入れる三次救急においてそれぞれ役割を分担し、地域において効率的かつ円滑に患者を受け入れる体制整備を図るため、医療提供体制推進事業費補助</p>	

	件名
	主な所管府省
<p>金等を通じて支援を行っており、引き続き、救急医療体制の充実に努めてまいりたい。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付の支給決定及び支給認定の申請時に添付することとされている診断書の取得のための費用を公費負担とすることについては、新たな財源の確保が必要となること等を踏まえて慎重に検討する必要がある。</p> <p>災害時における医薬品の供給体制については、地域の卸売業者を介した供給に加え、必要に応じて国や業界団体が連携して広域支援を実施する体制を整備するとともに、都道府県における医薬品備蓄により供給体制を整備している。また、抗てんかん薬を含む慢性疾患措置用の医薬品については、災害の状況によっては想定より早い段階で必要となる可能性があることから、「災害時に必要な医薬品等の確保について（周知）」（平成三十年三月九日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）において、都道府県に対して、慢性疾患措置用の医薬品等の確保について、配慮をするよう依頼している。こ</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>うした取組により、抗てんかん薬も含め、災害時における医薬品の安定的な供給体制の確立を図ってまいりたい。</p> <p>難治てんかんの研究については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の中期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について重点的に取り組むよう定めていることを踏まえ、難治てんかんに関する複数の研究がセンターにおいて行われている。引き続き、難治てんかんの研究テーマの充実に向けて、必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>また、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により「低悪性度てんかん原性腫瘍の分子遺伝学的診断ガイドラインに向けたエビデンス創出」及び「海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかんの原因遺伝子同定と発症機構の解明」に関する研究を実施している。難治てんかんに関する研究が進展し、病態解明や新薬開発が推進されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）を踏まえた基本理念を障害者総合支援法に盛り込み、重度訪問介護の対象拡大並びにケアホーム及びグループホームの一元化等の見直しを行い、平成二十六年四月から施行している。</p> <p>障害者総合支援法における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹（り）患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>当事者参画によるサービスの促進については、障害者総合支援法では、地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者等及びその家族も含め、関係機関等で構成される協議会を設置するよう努めなければならないこととされている。また、障害者総合支援法に基づき国が定める第四期以降の障害福祉計画の基本指針においても、市町村及び都道府県において障害福祉計画を作成又は変更するに当たっては、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるこ</p>	

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>とが必要な旨を定めている。</p> <p>てんかんに関する総合的な相談窓口の配置については、てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかに罹(り)患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳を所持する者に対する公共交通機関等の運賃割引については、毎年開催している障害保健福祉関係主管課長会議において、地方公共団体に対し、各都道府県及び指定都市における運賃割引やタクシー券の交付等の取組を紹介するとともに、精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの拡充や、公共交通機関等に対する働きかけを行っていたり、お願いしているところであり、引き続き、協力を呼びかけてまいりたい。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳を所持する者に限らず、各都道府県及び指定都市における精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた患者の通院や同伴者に対する運賃割引</p>



	件名
	主な所管府省
<p>三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づき、平成二十八年四月から、事業主に対し、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者が職場で働くに当たつての支障を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣が助言、指導又は勧告を行うことができることとされている。同法の周知啓発に努めるとともに、てんかんに罹（り）患していることを理由とする差別がなされている場合や、てんかんに罹（り）患している者の能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善する等のために必要な合理的配慮の提供がなされていない場合等、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図つてまいりたい。</p> <p>さらに、平成三十年四月から、てんかんに罹（り）患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わっており、引き続き、公共職業安定所において、障害者とその能力に適合する職業に</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願（第一二一五号）</p> <p>同（第一二一六号）</p> <p>同（第一二一七号）</p> <p>同（第一二一八号）</p> <p>同（第一二一九号）</p> <p>同（第一二二〇号）</p> <p>同（第一二二一号）</p> <p>同（第一二二二号）</p> <p>同（第一二二三号）</p> <p>同（第一二二四号）</p> <p>同（第一二二五号）</p> <p>同（第一二二六号）</p> <p>同（第一二二七号）</p> <p>同（第一二二八号）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>就けるよう、個々の障害者の障害特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p> <p>一 政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対し、後援及び担当官による行政報告等を行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>これらの取組に加え、平成二十六年三月に策定した「良質</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一二二九号） 同（第一二三〇号） 同（第一三二一号） 同（第一三三二号） 同（第一三三三号） 同（第一三三四号） 同（第一三三五号） 同（第一三三六号） 同（第一三三七号） 同（第一三三八号） 同（第一三三九号） 同（第一二四〇号） 同（第一二四一号） 同（第一二四二号） 同（第一二四三号） 同（第一二四四号） 同（第一二四五号） 同（第一二四六号） 同（第一二四七号）		<p>かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各地方公共団体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一二四八号） 同（第一二四九号） 同（第一二五〇号） 同（第一二五一号） 同（第一二五二号） 同（第一二五三号） 同（第一二五四号） 同（第一二五五号） 同（第一二五六号） 同（第一二五七号） 同（第一二五八号） 同（第一二五九号） 同（第一四一八号） 同（第一四一九号） 同（第一四二〇号） 同（第一四二一号） 同（第一四二二号） 同（第一四二三号） 同（第一四二四号）		

<p>同 (第一四二五号)  同 (第一四二六号)  同 (第一四二七号)  同 (第一四二八号)  同 (第一四二九号)  同 (第一四三〇号)  同 (第一四三一号)  同 (第一四三二号)  同 (第一四三三号)  同 (第一四三四号)  同 (第一四三五号)  同 (第一四三六号)  同 (第一四三七号)  同 (第一五五五号)  同 (第一五五六号)  同 (第一五五七号)  同 (第一五五八号)  同 (第一五五九号)  同 (第一五六〇号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一五六一号） 同（第一五六二号） 同（第一五六三号） 同（第一五六四号） 同（第一五六五号） 同（第一六九三号） 同（第一六九四号） 同（第一六九五号） 同（第一八一三号） 同（第一八一四号） 同（第一八一五号） 同（第一八一六号） 同（第一八五一号） 同（第一八五二号） 同（第一八五三号） 同（第一八五四号）		